

1. 改定の目的

「島根地域の緊急時対応」は、令和3年7月に島根地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、令和3年9月に原子力防災会議において了承された。

その後、島根県、鳥取県における原子力防災体制の強化につながる取組みが実施されてきたことや、インフラの充実に加え、原子力災害対策指針の改正により屋内退避の運用の明確化が図られたことから、「島根地域の緊急時対応」を改定することにより、原子力防災体制のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

※詳細は次ページ参照

〈改定①〉能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化

対応

複合災害への対応等

- 複合災害時における避難に係る基本的な考え方や国の対応体制等について明確化。

〈改定②〉屋内退避の運用の明確化

対応

原子力災害対策指針の改正内容の反映

- 屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。
- 屋内退避は、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除することになる。

〈改定③〉広報活動の強化

対応

住民等に向けた原子力防災情報の提供

- 原子力災害時の防護措置、地区別の避難先・避難ルート等をまとめた地区別広域避難計画パンフレットを原子力災害対策重点区域の全地区分作成し、ホームページで公表するとともに各戸に配布。
- その他広報誌を定期的に発行し、ホームページで公表するとともに配布。

〈その他の主な改定〉

○新たな道路の開通に伴う避難経路の最適化

- ・山陰道(出雲IC～出雲湖陵IC～出雲多伎IC、大田中央・三瓶山IC～大田静間IC～仁摩・石見銀山IC、石見三隅IC～遠田IC)の開通に伴い避難経路を最適化

○避難退域時検査に係る資機材の運用強化

- ・避難退域時検査に係る資機材の一括管理を行う原子力防災支援基地を鳥取県鳥取市及び江府町に整備し、資機材を迅速に展開できるよう運用を強化

○安定ヨウ素剤配布方法の充実

- ・島根県では薬局での事前配布、鳥取県では郵送による事前配布を実施

○原子力災害医療体制の強化

- ・原子力災害医療協力機関として済生会江津総合病院、益田赤十字病院及び鳥取県診療放射線技師会を新たに追加

○最新の住民の状況等を反映

- ・最新のデータ(人口、児童数、要配慮者数、社会福祉施設入所者数、観光客数、民間企業者数など)を反映

(参考)「島根地域の緊急時対応」の改定について

改定① 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化

<複合災害時の避難に係る基本的な考え方>

1. 複合災害により避難経路が不通となった場合に備え、あらかじめ**複数の避難経路を設定**するなどの対策をとることとしている。
2. 仮に、複合災害により陸路が制限される場合には、避難経路確保に着手しつつ、**海路避難**や**空路避難**を民間組織の支援を得て実施、または**屋内退避**を継続するなど、状況に応じた多様な対応を行うことで、住民の安全確保に全力を尽くす。
3. この他、不測の事態が生じた場合には、国や関係自治体からの要請により、**実動組織**が住民避難の**支援**を実施する。

<国の対応体制>

原子力災害対策本部

(対象: 原子力災害)

緊急(非常、特定)災害対策本部

(対象: 自然災害)

本部会議

事務局
(現地組織含む)

現場活動

実動組織等

両本部による合同会議の開催

意思決定の一元化

原子力規制庁ERC等

- ・原発事故の鎮圧
- ・放射線モニタリング
- ・原発周辺住民への避難等に関する調整

相互にリインの派遣
情報共有ネットワークの相互導入

内閣府庁舎等

- ・地震等による被災状況の把握
- ・被災者の救助
- ・避難住民への支援

情報収集の一元化

両本部から実動組織等への指示・調整の一元化
救助・救護活動や被災者支援の一元化

指示・調整の一元化

改定② 屋内退避の運用の明確化

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例

- ① 物資の調達
・避難所で支給される物資の受け取り
・小売店での物資購入
- ② 家屋の維持
・台風襲来時の家屋補強
・家屋の屋根等の雪下ろし
・家屋周辺の除雪作業
- ③ 緊急の医療を受ける
・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
・処方された医薬品の受取り
- ④ 動物の世話
・外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- ・緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着を指示し、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- ・医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- ・屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- ・小売業等の民間事業者に対して、原子力発電所の状態や放射性物質の放出見込み等の活動に当たって必要な判断材料を提供。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓閉、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

改定③ 広報活動の強化

- 避難に関する情報(避難先、避難経路、避難退却時検査場所、一時集結所等)をまとめた「地区別広域避難計画パンフレット」をPAZ及びUPZの全地区分作成し、ホームページで公表するとともに各戸へ配布。
- その他広報誌を定期的に発行し、ホームページで公表するとともに配布。



地区別広域避難計画パンフレット
(島根・鳥取県)



原子力防災ハンドブック(鳥取県)



アトムの広場(島根県)

